

「りそなビジネスダイレクト」利用規定

【共通事項】

平成22年3月15日

目次

共通事項

- 第1条 サービス利用手数料等
- 第2条 利用の申込み
- 第3条 取引の依頼・依頼内容の確定
- 第4条 規定の変更
- 第5条 サービスの追加
- 第6条 サービスの廃止
- 第7条 関係規定の適用・準用
- 第8条 免責事項等
- 第9条 取引内容の確認等
- 第10条 届け出事項の変更等
- 第11条 解約・一時停止等
- 第12条 サービスの休止
- 第13条 移管
- 第14条 契約期間
- 第15条 パスワードの機械登録
- 第16条 通知手段
- 第17条 リスクの承諾
- 第18条 海外からのご利用について
- 第19条 りそなグループ内での契約者情報の共有とその範囲
- 第20条 譲渡、質入れ等の禁止
- 第21条 準拠法・合意管轄

共通事項

第1条 サービス利用手数料等

1. リソナビジネスダイレクト（以下「本サービス」といいます）のサービスの利用手数料は当社所定の手数料とします。なお、振込手数料等は別途必要です。
2. 当社は利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。利用手数料以外の本サービスに係る手数料についても、契約者に事前に通知することなく新設あるいは改定する場合があります。
3. 利用手数料その他本サービスに係る手数料は、当社所定の振替日に普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、カードローン取引規定等にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

第2条 利用の申込み

1. 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、当社所定の方法により契約者の暗証番号、確認暗証番号、その他必要な事項を届け出るものとします。
2. 当社は契約者が本サービスを申込み、手続が終了しますと必要な事項を記載した「手続完了のお知らせ」を発送しますので、契約者は「手続完了のお知らせ」に記載された設定を行ってください。
3. 本サービスでは、当社に登録されているログインID、電子証明書、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号、及び携帯電話機のID情報との一致の確認、その他当社が定める方法により本人確認（以下、この確認を「本人確認」といいます）を行います。利用に際して必要なログインID、電子証明書、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号、その他の本人確認方法の技術的要件等は当社が定めるものとし、当社が必要とする場合、変更することができるものとします。
4. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号は重要な情報です。契約者がこれらを指定する場合は、当社指定の文字数以上を指定してください。また、ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号の指定にあたっては、生年月日、電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理するものとします。
5. 契約者が電子証明書のご利用の申込を行った場合、当社が発行する電子証明書を契約者の使用する端末にインストールしていただきます。電子証明書をインストールした端末の廃棄・譲渡等により、電子証明書の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。また、電子証明書には有効期間があるため、契約者は有効期間が満了する前に当社が定める方法により、更新の手続を行ってください。なお、当社は契約者に事前に通知することなく、電子証明書のバージョンを変更する場合があります。本契約が解約された場合、発行した電子証明書は無効となります。

6. 契約者のログインID、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（加入者番号などを記載した「手続完了のお知らせ」が紛失した場合等を含みます）、機器の盗難、遺失などによりログインID等を第三者に知られるおそれがある場合（電子証明書を盗用された場合等を含みます）、契約者は当社所定の時間内に電話により当社に届け出てください。届け出の受付により、当社は本サービスの利用を停止します。
7. 前項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当社に連絡のうえ所定の手続をとってください。なお、この場合の手続には、本条第1項から第3項の規定を準用するものとします。
8. 当社が本規定（当社所定事項に定める事項を含みます）にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、ログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号等について不正利用、その他の事故があっても当社は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。当社が送付する加入者番号が記載されている「手続完了のお知らせ」等は契約者が厳重に管理し、第三者に開示しないものとします。また、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。
9. 契約者が取引の安全性を確保するため、ログインID（電子証明書をご利用の場合を除く）、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号の変更を行う場合には、当社所定の方法により変更が可能です。
10. 当社に事前に届けられたログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号と異なる入力が、当社の任意に定める回数連続して行われた場合、そのログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号は無効になります。この場合には、すでに依頼済みで当社が処理をしていない振込、振替等の依頼は有効に存続するものとします。これらの再設定を行う場合には、当社所定の手続をとってください。

第3条 取引の依頼・依頼内容の確定

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当社の指定する方法で当社に伝達して行うものとします。当社は、契約者が予め取引を指定した口座（以下「お申込口座」といいます）で依頼された取引を実施します。

2. 依頼内容の確定

当社が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当社の指定する方法で確認した旨を当社に伝達してください。当社が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当社が定めた方法で各取引の手続を行います。受付完了確認画面で受付完了を確認できなかった場合は「依頼内容照会」機能で確認してください。

3. お申込口座からのお支払いの実施等

- (1) 当社は、お申込口座から当社が定めた方法で振込・振替資金、振込手数料等を、預金通帳・払戻請求書・

当座小切手・キャッシュカードなしで引き落としを行いますので、契約者は「依頼内容照会」機能で確認してください。実施結果の内容に不明な点がある場合またはその内容が受信できなかった場合は当社所定の方法ですぐに照会してください。

- (2) 前号に定める取引において引落しが成立しなかった場合（残高不足の他、お申込口座の解約、貸付金の延滞・差押えによる支払停止及び契約者からの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます）には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。

第4条 規定の変更

1. 当社は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当社の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当社は、当社のホームページ上の「りそなビジネスダイレクト利用規定」を改定し掲示します。
2. 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
3. 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、共通事項第11条の規定を準用するものとします。

第5条 サービスの追加

1. 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当社が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
2. サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第6条 サービスの廃止

1. 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当社は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
2. サービスの一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第7条 関係規定の適用・準用

1. 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
3. 上記1. 2以外において本規定に定めのない事項については、「りそなWebサービス」の利用規定を準用します。「りそなWebサービス」の利用規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第8条 免責事項等

1. 当社及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず
 - (1) システム、パソコン、携帯電話機等の端末並びに通信回線等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - (2) 通信経路において盗聴などがなされたことにより、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当社は責任を負いません。なお、当社からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後にお取引店等に受付の有無等をご確認ください。
2. システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当社は責任を負いません。
3. 本サービスでのサービス提供にあたり、当社が当社所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者とみなして取扱いを行った場合は、当社はソフトウェア、端末、ログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。契約者は、ソフトウェア、端末、ログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号等を第三者に不正利用されないよう厳重に管理してください。また、ソフトウェア、端末、ログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号の異常に基づくエラー、盗難等の事故またはログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号が漏洩したおそれがある場合には、当社所定の時間内に当社に電話により届け出てください。届け出の受付により、当社は本サービスの利用を中止します。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコン、携帯電話機等の端末を利用し、通信環境については契約者の責任において確保してください。当社はこの規定によりパソコン、携帯電話機等の端末が正常に稼動することを保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。なお、契約者は、本サービスの利用にあたり、当社のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。
5. 当社が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届け出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その

他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第9条 取引内容の確認等

1. 本サービスによる取引後は、速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
2. 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当社の間で疑義が生じたときは、当社の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第10条 届け出事項の変更等

1. 預金口座及び「りそなビジネスダイレクト」に関する印章、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届け出事項に変更があったときには、当社の定める方法（本規定、各種預金規定及びその他の取引規定で定める方法を含みます）に従い直ちに当社に届け出てください。変更の届け出は当社の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当社は責任を負いません。
2. 前項に定める届け出事項の変更の届け出がなかったために、当社からの送信、通知または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

第11条 解約・一時停止等

1. 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の手続によるものとします。なお、解約の届け出は当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。
3. 当社が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
 - (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき

- (4) 当社に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - (6) 解散、その他営業活動を休止したとき
 - (7) 当社への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (8) ログインID、電子証明書、携帯電話機のID情報、ログインパスワード、確認用パスワード、承認用パスワード、暗証番号、確認暗証番号を不正に使用したとき
 - (9) 「りそなWebサービス」を解約したとき
 - (10) 手数料決済口座、お申込口座兼お支払指定口座のすべてを解約したとき
 - (11) 本規定または本規定に基づく当社所定事項に違反したとき
 - (12) その他、前各号に準じ、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
5. 当社は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当社はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

第12条 サービスの休止

当社は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当社のホームページその他の方法によりお知らせします。

第13条 移管

1. お申込口座を契約者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となりますので、移管後も本サービスを利用していただく場合には、移管後の口座で新たに契約の手続きを行ってください。
2. お申込口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取引支店に移されます。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただきます場合もありますのでご了承ください。

第14条 契約期間

本規定に基づく契約期間は、「手順完了のお知らせ」に記載したお取扱開始日から起算して1年間とし、契約者または当社から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第15条 パスワードの機械登録

本サービスに係るパスワード等についてお申込日（変更の場合は変更のお申込日）から6か月を経過する日ま

で異議の申し出がない場合は、申込書どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。

第16条 通知手段

契約者は、当社からの通知・確認・ご案内等の手段として、当社ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第17条 リスクの承諾

契約者は、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に記載されている当社所定の通信の安全性のために採用しているセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策及び本人確認手段について理解し、リスクの内容の承諾を行ったうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正利用により契約者が損害を受けた場合、当社は責任を負いません。

第18条 海外からのご利用について

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとし、契約者は、海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第19条 リそなグループ内での契約者情報の共有とその範囲

本サービスを利用する際に登録された契約者情報は、リそなグループ（(株)リそなホールディングスを銀行持株会社とするグループ。以下「グループ」といいます）として契約者に提供するサービスの一層の向上をはかり、また、(株)リそなホールディングスによるグループ各行の経営管理の下でグループ各行の統合再編成を円滑に進めることを目的に、グループ間で共有されます。

また、今後新たにグループに銀行が参加する等して、グループが再編成された場合には、再編成後のグループ内においても、上記と同様に契約者情報は共有されます。

第20条 譲渡、質入れ等の禁止

本規定に基づく契約者の権利及び預金等は、譲渡、質入れ等することはできません。

第21条 準拠法・合意管轄

本規定に基づく契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第1

審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上